

内閣総理大臣

安倍晋三様

南相馬市における避難指示区域内の  
不動産の全損扱いを求める要望書

平成27年9月18日

福島県南相馬市長 桜井勝延

福島県南相馬市議会議長 平田 武

経済産業大臣

宮 沢 洋 一 様

南相馬市における避難指示区域内の  
不動産の全損扱いを求める要望書

平成27年9月18日

福島県南相馬市長 桜井 勝 延

福島県南相馬市議会議長 平 田 武

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己様

**南相馬市における避難指示区域内の  
不動産の全損扱いを求める要望書**

平成27年9月18日

福島県南相馬市長 桜井勝延

福島県南相馬市議会議長 平田 武

本市では平成28年4月を避難指示解除目標に掲げて、確実かつ迅速に市民の帰還に向け、環境の整備を進めています。

本市の避難指示区域では、原発事故から、すでに4年半が経過し、住居・土地等の不動産の荒廃が進み、その価値は全て失われたと言える状況です。

しかしながら、東京電力の直接請求における財物賠償は避難指示の継続が原発事故から6年をもって全損扱いとする賠償内容であり、現状を全く無視したものとなっております。

そのため、住民は、市が目標どおりに避難指示を解除すると「実態に即した賠償がなされない」という考え方に陥りかねず、このことは、早期に帰還し、本市の復興を早く進めたいという住民の意向に逆行するばかりでなく、帰還意欲すら奪ってしまう賠償内容になっています。

また、避難指示区域内の小高区市民アンケートにおいて、避難指示解除後、小高区に帰還する意向は、13.7%（平成27年3月末現在）に留まり、原発事故以前から培ってきた地域コミュニティ、地域パトロール、消防団等に代表されるような地域防犯・防災、地域教育等が再構築されるまで相

当期間を要すると考えられ、その期間は、少なくとも1年以上要すると予想されます。

そのため住民が、地域に戻り実際に不動産の管理を始められるまで、原発事故後6年を経過すると推認され、このことから本市の避難指示区域内の不動産は、全損扱いとされるべきです。

つきましては、平成28年の4月避難指示解除を実現するうえでも、下記のとおり強く要望します。

## 記

- 1 . 避難指示の解除の時期に関わらず、現状の被災状況に即し、財物にかかる価値が、原発事故により、全て失われたことを認識し、速やかに不動産に対し、全損扱いによる賠償をすること。